

「税務調査」

日本テンブルヴァン(株)井上拓郎

「源泉所得税の非違」

税務調査と聞いて余りいいイメージを

思い浮かべる方は少ないのではないでしょう
うか。税務調査が入ると何らかの間違いを
指摘され税金を多く取られるのではない
か、そう思われる方もいらっしゃるかも知
れません。税務調査は正しい経理処理を行
い正しく納税する事を目的として行われて
おり、計算誤りや記載漏れなどによって間
違った税務申告を修正する為に行っており
ます。その為、正しい経理処理を行い正し
い申告をしていれば問題は無い訳ですが、
税務調査が行われた大半の法人で誤りを指
摘されている現実もあります。宗教法人で
は宗教活動による収入が非課税（法人税）
な事もあり、源泉所得税等の非違を指摘さ
れる事が殆どだと思います。ちなみに直近
の国税庁公表のデータ（令和5事務年度
法人税等の調査実績の概要）によると、申
告義務のある宗教法人数（法人税法に定め
る収益事業に該当する事業を行う法人）
は、13,788件、源泉徴収義務者（給
与所得）の宗教法人数は、51,353件
となっております。これらの宗教法人が税
務調査の対象となっている訳ですが、源泉

所得税等の実地調査の状況では、実地調査
件数2,928件、非違があった件数2,
065件、調査による追徴税額26億9,
200万円、非違割合70.5%となつて
おりました。この実地調査件数の公表で
は、宗教法人単体では公表されておらず、
他の公益法人（財団・社団法人、社会福祉
法人、学校法人、その他）と合わせた公表
となっておりませんが、かなりの確率で調査
に入った場合は追徴されていることが判り
ます。特に宗教法人では、個人と法人の会
計を明確に区分する必要がある、個人の支
出とするべきものを、宗教法人として支出
しているといった公私混同を税務調査で指
摘されるケースが目立っています。意図的
に間違つたという事は皆無だと思いきや
が、「知らなかった」で済まされ様、国税
庁から毎年発刊される「宗教法人の税務一
源泉所得税・法人税・地方法人税・消費税
一」をご一読される事をお勧め致します。
この「宗教法人の税務」はインターネット
で検索しても閲覧する事が出来ます。

「税務調査での留意点」

税務調査が行われる場合、原則として調査
の日時、場所、調査対象、税目、調査対象
期間など事前に連絡があります。またその
際に税務代理権限証書を提出している税理
士さんがいる場合、同様の連絡が行われま

す。税理士さんに税務関連業務を一任され
ている場合は、税務調査が入った際に立ち
会って頂けると思いますが、そうでない場
合ご住職さまが対応を強いられることにな
ります。よく聞く話として税務調査の際、
会話の中から指摘できる間違いの探りを入
れる事があります。そんな時に後から言っ
た言わないとならぬ様、録音や録画を行
いたいと考える方もいるかと思えます。し
かこの録音や録画、事前に調査官の了承を
得ようとしても大抵断られます。また後か
ら気が付いた場合はデータの消去を求めら
れます。事実として録音や録画を止めない
と調査を開始しない場合もあり、その結
果、調査を拒否したとみなされる事もある
為、注意が必要です。ちなみにこの録音や
録画を拒否する理由について、調査官には
守秘義務がある為と言われると思えます。

税務調査の際に過去帳の提示や提出を
求められる事があるかも知れません。過去
帳を見る事により、葬儀や法事の件数を確
認したいのだと思いますが、過去帳には檀
信徒の信教の自由に関わるプライバシーや
個人情報記載されている為、取扱いには
細心の注意を払う必要があります。住職に
も宗教上知り得た情報に関して守秘義務が
ある為です。